

綱紀規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県中小企業診断士会（以下「本会」という。）の目的及び事業の円滑な推進並びに本会の倫理の高揚を図るため、定款第4条第17号及び第9条の2の規定に基づき、本会の綱紀及び懲戒に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、本会会員が、法令又は定款、倫理規程若しくはコンプライアンス宣言等の規程に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその中小企業診断士の品位を失墜させる行為があった場合について適用する。

(綱紀委員会)

第3条 本会は、この規程の円滑な運営を図るため、綱紀委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の指示に応じ、本会の綱紀を保持し、粛正するために必要な調査及び懲戒に関する審査を行う。

(綱紀委員)

第4条 本委員会は、委員3人以上で構成し、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員は、理事会の議決を経て、会長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の中から理事会の議決を経て、会長が指名する。
- 5 委員長は、本委員会の会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議の招集及び議決)

第5条 本委員会は、本会会長の承認を得て、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 本委員会の議決は、出席した委員の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(調査)

第6条 本委員会は、会長からの指示がない場合であっても、本委員会が必要と認めるときには、会員が第2条に該当するおそれがある行為を行った場合、ただちに、その調査を行わなければならない。

- 2 本委員会は、前項の調査を行った場合は、その調査結果を書面で、会長に報告しなければならない。
- 3 会長は、前項の報告があった場合は、ただちに、その結果を理事会に通知しなければならない。
- 4 会長は、第2項に基づく報告が、懲戒に相当すると認められるものであった場合は、すみやかに、本委員会にその審査を求めなければならない。

(審査)

- 第7条 本委員会は、前条第4項に定める審査請求があった場合は、すみやかに、その審査の期日を定め、かつ、審査を受ける会員（以下「当事者」という。）に対し、その旨を通知しなければならない。
- 2 当事者は、前項の通知を受けた場合、正当な理由があるときは、期日の変更を求めることができる。本委員会は、期日の変更について正当な理由があると認めるときは、新たな期日を指定して当事者に通知する。
 - 3 本委員会は、当事者が正当な理由なく審査の期日に欠席した場合は、その審尋を省略することができる。
 - 4 当事者は、第1項の通知を受けた場合、その審査に、本会会員の中から2人以内の弁護人を置くことができる。
 - 5 本委員会は、審査の結果、当事者に対する懲戒が必要と認めるときは、その懲戒処分の種類及び理由を付して会長へ報告を行う。

(委員の排斥)

第8条 本委員会の委員は、自己に係る事案に関する議事及び議決に関与することができない。

(忌避申立)

- 第9条 当事者は、本委員会の委員が審査の公正を害するおそれがある場合は、本委員会に忌避の申し立てをすることができる。
- 2 本委員会は、前項の申し立てがあった場合は、すみやかに、その決定をしなければならない。

(審査回避)

第10条 本委員会の委員は、審査の公正を疑われるおそれがある場合は、委員長に申し立て、その審査を回避することができる。

(非公開の原則)

第11条 本委員会の審査は、公開しない。

(議事録)

第12条 本委員会の審査に関する議事は、必ず議事録を作成し、出席した委員長、副委員長及び委員1人以上が署名押印し、本委員会に保存しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 本委員会の委員は、当該委員会の議事に関し、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は利用してはならない。その職を退いた後もなお同じとする。

(懲戒処分の実施)

第14条 会長は、第7条第5項の報告をもとに、定款第9条の2に定める懲戒処分を行う。

2 会長は、懲戒処分の対象となる会員の氏名、懲戒処分の種類、懲戒処分の理由及び懲戒処分の日付を記載した書面2通を、署名押印のうえ作成する。

3 前項の書面は、1部を該当会員に交付し、1部を本会事務局に保存する。

4 前項の交付において、該当会員が参集しない場合は、内容証明により書面を交付する。

(必要事項の決定)

第15条 この規程の実施に関して事務手続などの必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則（令和3年6月5日理事会決議）

この規程は、令和3年6月5日から施行する。